

那覇市公報

号外第681号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇監 査 委 員 公 表

○平成19年度定期監査（前期）の結果について（公表）	501
----------------------------------	-----

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号

平成19年8月6日

那覇市監査委員	長嶺	紀雄
同	宮里	善博
同	大城	春吉
同	玉城	彰

平成19年度定期監査（前期）の結果について（公表）

地方自治法第199第4項の規定に基づき、環境部、教育委員会及び議会事務局の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

第 1 監査の対象 **環境部**

環境政策課、クリーン推進課、環境保全課

教育委員会生涯学習部

総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、文化財課、施設管理課、公民館、中央図書館、壺屋焼物博物館

教育委員会学校教育部

学校教育課、やる気・元気サポート室、学務課、学校給食室、青少年センター、教育研究所、学校給食センター

議会事務局

庶務課、議事課、調査課

第 2 監査の期間 平成 19 年 3 月 29 日から平成 19 年 6 月 28 日まで

第 3 監査の方法 監査は平成 18 年度（平成 19 年 3 月 31 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況ならびに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適性かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 監査の結果 次のとおり

環 境 部

○ 環境政策課

1 職員の配置状況

環境政策課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、技幹 2 人、主査 8 人、主任主事 3 人、主事 5 人の計 22 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

環境政策課は、環境基本計画、ゼロエミッション（資源循環型社会をいう。）の推進、地球温暖化対策、ISO14001 の総括及び推進、廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、那覇市・南風原町環境施設組合、ごみ減量及び資源化、一般廃棄物処理施設等の整備計画、一般廃棄物処理業の許可及び指導、一般廃棄物のし尿の処分、一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導並びに公衆便所の維持管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別

歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出の主なものは、那覇・南風原クリーンセンター管理運営負担金 (4 億 3,161 万 5,000 円)、那覇・南風原クリーンセンター起債償還負担金 (1 億 4,200 万 7,000 円)、那覇市・南風原町環境施設組合管理運営及び管理棟管理運営負担金 (1 億 6,258 万 3,000 円)、那覇エコアイランド建設負担金 (7,262 万円)、環境の杜ふれあい起債償還負担金 (630 万 1,000 円)、全国清掃会議負担金 (19 万円)、国連大学ゼロエミッションフォーラム年会費 (5 万円) である。

補助金の支出は、住宅用太陽光発電導入促進補助金 (33 万 5,600 円) である。

交付金の支出は、国有資産等所在地市町村交付金 (118 万 5,000 円) である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いの主なものは、那覇市生ごみ処理機器助成金、那覇市資源ごみ集団回収奨励金、第 1 回那覇市ごみ問題三者連絡協議会開催に伴う報償費及び食糧費である。

概算払の主なものは、全国都市清掃会議九州地区協議会総会、市民共同発電関連視察及び国際連合大学ゼロエミッションフォーラム総会、環境基本計画策定先進都市調査、先進地視察 (地球温暖化対策地域協議会等)、気候変動に関する世界市長・首長協議会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 (1) 環境部の共通検討事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、し尿及び浄化槽汚泥処理業務 (9,896 万 400 円)、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務 (6,551 万 4,668 円)、那覇市し尿・浄化槽汚泥運搬業務 (1,897 万 5,600 円)、那覇市し尿中継槽施設の管理及び清掃業務 (868 万 5,684 円)、公衆便所清掃及び保守管理業務 (623 万 7,000 円) である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、し尿等下水道放流施設建設発注方法等検討業務 (23 万 1,000 円)、し尿等下水道放流施設建設工事実施設計業務 (525 万 5,250 円)、し尿等下水道放流施設建設工事 (1 億 1,409 万円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約の主なものは、移動食器洗浄車賃借料 (211 万 500 円)、那覇市し尿中継槽用地賃借料 (217 万 3,845 円)、複写機賃借料 (45 万 6,372 円)、タクシー使用料 (85 万 9,290 円) である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、し尿中継槽シャッター修繕 (8 万 6,100 円)、西武門公衆便所ドア等修繕その他 5 件 (38 万 7,097 円)、車検整備その他 2 件 (7 万 8,415 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 (2) 注意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物・工作物について

土地は、公衆便所用地（2箇所）189.29 m²、有限会社中央環境サービス公社への貸付用地 2,249.00 m²である。

建物は、公衆便所（10 箇所）173.47 m²、パレット市民劇場トイレ 37.77 m²、し尿中継施設（新港埠頭）607.95 m²、有限会社中央環境サービス公社への貸付建物 530.21 m²である。

工作物は、水銀灯（1基）、時計台（1基）、灯籠（1基）及び歌碑（1基）である。

(2) 基金について

基金は、一般廃棄物処理施設建設等基金（基金現在高 1 億 8,458 万 6,686 円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討及び注意事項

(1) 団体負担金について（環境部の共通検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に検討されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成18年 度予算額 (那覇市)	平 成 17 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
国連大学ゼロエミッション フォーラム	50,000	28,170,000	13,941,000	14,229,000	49.5	環境政策課
九州都市環境行政 連絡会議	20,000	1,156,383	774,111	382,272	66.9	環境保全課
沖縄県合併処理浄 化槽普及促進市町 村協議会	30,000	2,170,147	235,042	1,935,105	10.8	環境保全課
ラムサール登録湿 地関係市町村会議	70,000	1,186,643	248,090	938,090	20.9	環境保全課

※ 収支比率 80%未満の団体

（２）予算の適正執行について（注意事項）

し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業を防衛補助（平成 18・19 年度国庫債務負担行為）で実施することになり、し尿等下水道放流施設建設工事（建築・機械・電気）請負契約を平成 19 年 1 月 30 日仮契約、同年 3 月 12 日議会の議決により本契約を締結している。

当該補助事業の場合、初年度で 2 割、翌年度 8 割の執行が前提となっているため、施工監理業務委託契約を平成 18 年度に締結し、工事請負費と同様 2 割分を前金払いする予定であったが、同業務委託は、前金払い制度の適用がないことが分かり未執行となっている。

予算執行に当たっては、事前に関係法令等を十分調査の上、適正な予算執行に注意されたい。

○ クリーン推進課

1 職員の配置状況

クリーン推進課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、主査 2 人、技査 1 人、主任主事 4 人、プラント整備技査 1 人、主任プラント整備員 1 人、運転技査 3 人、主任運転手 3 人、運転手 23 人、環境整備主査 4 人、主任環境整備員 6 人、環境整備員 25 人、総合現業主査 1 人、主任総合現業員 1 人、総合現業員 13 人の計 92 人である。その他、臨時職員 29 人である。

2 主な所掌事務

クリーン推進課は、一般廃棄物に係る収集及び指導、一般廃棄物（糞尿及び焼却される廃棄物等を除く。）の処理、リサイクルプラザ等の施設の維持管理、ごみ搬入道路、ポイ捨て防止による環境美化促進及び不法投棄防止に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）負担金・補助金について

負担金の支出は、那覇・南風原クリーンセンター管理運営に係る負担金（247 万 7,046 円）、日本環境衛生センター年間会費（5 万円）、安全運転管理者会費（1 万 5,000 円）及び講習への出席負担金（1 万 2,600 円）である。

補助金の支出は、クリーン指導員連絡協議会（72 万円）への補助金である。

（２）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による主な支払いは、クリーン指導員報償費、リサイクルプラザ施設等賠償責任保険料、日本環境衛生センター負担金、クリーン指導員全体活動に伴う食糧費及び安全運転管理者講習会負担金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、一般家庭ごみ収集運搬業務（8 億 587 万 1,000 円）、リサイクルプラザ維持管理業務（4,620 万円）、樹木剪定等の再生処理業務（2,587 万 6,408 円）、汚水処理場維持管理業務（2,050 万 8,000 円）及

び最終処分場維持管理業務 (1,561 万 2,000 円) である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約は、リサイクルプラザ整備工事 (126 万 8,400 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約の主なものは、複写機賃貸借料 (51 万 6,152 円)、印刷機賃貸借料 (13 万 7,340 円)、タクシー使用料他 1 件 (20 万 2,171 円)、電波利用料 (4 万 3,300 円) 及び釦電話機賃貸借料 (2 万 8,980 円) である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料契約の主なものは、遠心脱水機定期法定検査修繕 (104 万 2,650 円)、最終処分場側溝修繕 (55 万 6,500 円)、車両修繕 6 ヶ月定期点検他 98 件 (1,163 万 7,176 円)、車検に伴う修繕他 7 件 (27 万 1,240 円) 及びごみ搬入専用道路街灯修繕他 1 件 (10 万 800 円) の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 注意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、埋立用地 8 万 2,904.11 m²、清掃工場 3 万 2,381.00 m²、ごみ処理施設 1677.00 m²、汚水調整池 3,260.00 m²、ごみ処理施設 (無償貸与) 3 万 1,856.00 m²及び無償貸付 4,229.00 m²である。

建物は、清掃工場 (焼却炉) 4,662.99 m²、ごみ処理施設 (リサイクルプラザ) 3,711.47 m²、清掃工場 (汚水処理施設) 1,355.01 m²及びクリーン推進課事務所 1,017.69 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

予算の適正執行について (注意事項)

一般事務費の印刷製本費 (1 件)、リサイクルプラザ管理運営費の修繕料 (9 件) 及び工事請負費 (1 件) 並びに環境の森創生事業の原材料費 (1 件) については、支出負担行為を遡及し事務処理を行っている。

また、最終処分場重機 (ブルドーザー、油圧ショベル) のフルメンテナンス業務委託 (1,523 万 3,400 円) 及び一般廃棄物 (びん) 処理業務委託 (1,836 万円) 契約については、収入役事前合議がなされていない。

これらのことは、組織内部のチェック体制が十分に機能していなかったために事務処理の誤りが見過ごされたのではないかと思料される。

今後、予算執行に当たっては、組織内部のチェック体制の強化により、那覇市予算決算規則を順守し、適正な予算執行に注意されたい。

○ 環境保全課

1 職員の配置状況

環境保全課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、主任主事 4 人、主事 1 人、予防主査 1 人、主任予防技術員 1 人及び予防技術員 6 人計 19 人であ

る。その他は、非常勤職員 1 人、臨時職員 5 人である。

2 主な所掌事務

環境保全課は、環境保全、公害防止に関する施設及び実施計画、公害の苦情処理相談及び紛争の処理、自然保護、狂犬病の予防、ハブ対策、墓地・埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく業務、空き地管理及びそ族昆虫の駆除に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助金について

負担金の支出は、いなんせ斎苑管理運営負担金（9,441 万 8,000 円）、漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金（472 万 2,000 円）、沖縄県公衆衛生協会運営負担金（36 万 7,837 円）、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議運営負担金（4 万円）、沖縄県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会年会費（2 万 4,000 円）及び九州都市環境行政連絡会議年会費（2 万円）等である。

補助金の支出は、生活排水対策推進事業（270 万 9,000 円）、テレビ受信対策事業（231 万 9,860 円）及び水資源有効利用推進事業（62 万 4,900 円）への補助金である。

（2）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による主な支払いは、環境衛生事業（ホテル観察会、大嶺海岸観察会、安謝川ウォチング、森林学習会、湧水めぐり、こどもエコクラブなは大会）の報償費及び火災保険料、死体検案料の手数料及び九州都市環境行政連絡会議運営負担金である。

概算払は、ラムサール条約登録市町村会議出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6（2）努力事項（3）検討事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、損害賠償請求事件に対する弁護士委託業務（400 万円）、市内河川水質調査（105 万円）、国場川水あしび業務（66 万 5,000 円）、狂犬病予防法による登録業務等（65 万 4,728 円）、墓地・埋葬法等に関する法律に係る死亡人埋葬業務（55 万 2,236 円）である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、業務用自動車リース料（42 万 4,620 円）、複写機カウンター料金その他 2 件（25 万 2,407 円）である。

（3）修繕料の契約について

修繕料契約は、自動車修繕他 3 件（20 万 9,589 円）、オートバイ修理他 2 件（8 万 8,767 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6（1）留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）建物について

建物は、無縁遺骨仮安置所 52.06 m²である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 9 日に備品台帳、その他

関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意、努力及び検討事項

（1）予算の適正執行について（留意事項）

損害賠償請求事件に関する弁護士委託料（400 万円）については、那覇市予算決算規則第 23 条（支出負担行為の整理区分及び事前合議）の規定により、収入役合議することになっているがなされていないことは、予算執行上不適切である。

今後、那覇市予算決算規則を順守し、適正な予算執行に留意されたい。

（2）水資源有効利用促進事業について（努力事項）

水資源有効利用促進事業については、水資源の有効利用及び地下水かん養等に資するため、住宅に雨水施設又は井戸水を利用するための施設を設置した者に対し、その経費の一部を補助する事業で 128 万円の予算額に対し、62 万 4,900 円（執行率 48.8%）の執行となっている。

市民の友、パンフレット等により広報しているが、ここ数年間は、断水等もなく、同補助事業の実績が低くなっているとのことである。

今後の水資源有効利用の観点から、洗濯や散水等の生活雑排水への雨水利用や井戸水の有効利用の促進を図ることは、水環境の保全に繋がることから広報活動の充実強化を図り、適正な予算執行に努力されたい。

（3）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、環境政策課の「6（1）団体負担金について（環境部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（環境保全課分を参照）

教育委員会生涯学習部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、技幹 1 人、主査 10 人、主任主事 2 人、主事 3 人の計 20 人である。その他、非常勤職員 172 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

総務課は、教育委員会会議、秘書及び渉外、請願及び陳情、教育長協会等の教育団体、条例、規則等の制定、改廃及び解釈、情報公開及び個人情報保護、教育行政に関する相談、文書及び公印、庁用共用物品の調達及び管理、庁内共用備品の調達及び管理、議会との連絡事務、災害対策、庁舎管理、生涯学習部に係る総合調整等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の主な支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会 (50 万 1,600 円)、沖縄県市町村教育長協会 (48 万 8,548 円)、全国都市教育長協議会定期総会・研修大会開催ブロック市 (6 万円)、沖縄県高等学校定時制通信制教育振興会 (4 万 1,709 円)、市町村アカデミー「自治政策課題研修」(3 万 5,360 円) への負担金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡の主な支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会団体負担金、沖縄県市町村教育長協会団体負担金、全国都市教育長協議会団体負担金、沖縄県都市教育長会連絡会旅費、歳計外である。

概算払の主な支出は、研修参加旅費及び負担金である。

これらについて審査した結果、「6 (1) 注意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、庁舎警備 (297 万 9,900 円)、庁舎清掃 (245 万 7,000 円)、教育長車運転業務 (235 万 3,333 円)、定期健康診断一般職員 (80 万 8,080 円)、給食関係職員 (61 万 3,830 円) の契約等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、教育委員会庁舎敷地賃借料 (227 万 3,172 円)、冷房機リース (225 万 9,996 円)、電話交換機等設備賃貸借 (221 万 4,240 円)、教育委員会共用車両リース (39 万 7,080 円)、教育委員会文書配送車両賃借 (33 万 3,900 円) 等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、冷房機稼動前整備 (25 万 3,890 円)、車両車検整備 (23 万 1,688 円)、D51(機関車)修繕(20 万 1,000 円)、蛍光灯増設工事 (14 万 7,294 円) 等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 (2) 検討事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

教育委員会庁舎 (2,333.0 m²)、倉庫 (81.5 m²) について、公有財産台帳の副本及び関係付属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意及び検討事項

(1) 支出負担行為について (注意事項)

歳出予算については、第 11 節需用費の消耗品費、修繕料 (施設等)、第 12 節役務費の筆耕翻訳料、第 18 節備品購入費 (庁用備品) など平成 19 年 3 月 31 日までに行わなければならない支出負担行為を、同年 4 月以降になって書類の日付を 3 月 31 日として処理している。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）第 1 項の規定では、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。

よって、支出負担行為については、同法施行令第 143 条に従って、処理されたい。

（２）庁舎警備業務委託費について（検討事項）

庁舎警備業務については、警備業務仕様書に、「受託者は、労働基準法その他の法令規則を順守し、最低賃金以下の使用がないようにすること。」と法令順守の項目を入れているが、結果として契約締結後、当該業者は、最低賃金適用除外の許可を受けており、仕様書とのそごが見られるので、今後検討されたい。

（３）団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体がかかり見受けられる。

負担金は、交付額の多寡に係わらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分な検証をし、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。各課等における見直し等、検討を要する団体の決算状況は次のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

（単位：円）

団 体 名	平成18年度予算額 (那覇市)	平 成 1 7 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
全国史跡整備市町村協議会	40,000	37,789,470	29,331,781	8,457,689	77.6	文化財課
沖縄地区史跡整備市町村協議会	20,000	2,181,483	1,547,511	633,972	70.9	文化財課
文化財指定庭園保護協議会	5,000	1,285,749	506,880	778,869	39.4	文化財課
沖縄県無形文化財工芸技術保持団体協議会	10,000	360,889	220,000	160,889	55.4	文化財課
沖縄県視聴覚ライブラリー連絡協議会	50,000	769,936	578,404	191,532	75.1	中央図書館
沖縄県博物館協会	5,000	475,302	257,002	218,300	54.1	壺屋焼物博物館
那覇地区社会教育委員連絡協議会	39,000	131,948	46,395	85,553	35.2	生涯学習課
全国生涯学習市町村協議会	30,000	16,279,639	10,979,304	5,300,335	67.4	生涯学習課

那覇地区公民館連絡協議会	56,000	116,863	66,542	50,321	56.9	生涯学習課
沖縄県公立文教施設整備期成会	670,000	8,692,960	4,500,608	4,192,352	51.8	施設管理課

※ 収支比率80%未満の団体

○ 生涯学習課

1 職員の配置状況

生涯学習課の職員配置状況は、課長1人、主幹2人、主査5人、主任主事4人、主事2人の計14人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

生涯学習課においては、生涯学習グループに関する分掌事項として、生涯学習の推進に係る企画・調査及び総合調整に関すること、生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業に関すること、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供に関すること、学校開放の総合的推進に関すること、生涯学習推進協議会に関すること、社会教育に関する企画、調査及び総合調整に関すること、社会教育施設の設置及び廃止に関すること、チルドレンズミュージアム（子どものためのデザイン）に関すること、育英事業に関すること、社会教育実習に関すること、社会教育関係団体の育成及び指導助言に関すること、社会教育委員に関すること、社会教育指導員に関すること、市民文化に関すること、ユネスコ活動に関すること、社会教育関係職員の研修に関すること、所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること、所管する公の施設等の管理運営に関すること、課内庶務に関する事務を所掌している。

また、健全育成室に関する分掌事項として、青少年問題及び青少年の健全育成に関する企画、調査及び研究に関すること、青少年施設の設置、管理及び廃止に関すること、青少年関係団体等との連絡調整に関すること、青少年団体の育成及び指導助言に関すること、青少年問題協議会に関する事務を所掌している。なお、健全育成室は平成19年4月1日付けで総合青少年課に組織統合された。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金及び補助金について

負担金の支出で主なものは、沖縄県公民館連絡協議会負担金(18万4,000円)、那覇地区公民館連絡協議会負担金(5万6,000円)、沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金(5万6,000円)、那覇地区社会教育委員連絡協議会負担金(3万9,000円)、西崎養護学校卒業生父母の会負担金(5万800円)、大平養護学校卒業生父母の会負担金(7万7,400円)、島尻養護学校卒業生父母の会青年学級負担金(3万500円)、全国生涯学習市町村協議会年会費(3万円)である。

補助金の支出は、那覇市青少年健全育成市民会議(481万2,000円)、那覇市婦人連合会運営補助金(116万4,000円)、那覇市青年団体連絡協議会(207万円)、那覇市子ども会育成連絡協議会運営補助金(62万9,000円)、ガールスカウト日本連盟沖縄県支部運営補助金(10万円)、日本ボーイスカウト沖縄県連盟南部地区運営補助金(10万円)、那覇市PTA連合会運営補助金

(266 万 2,000 円)、育英事業 (976 万 9,000 円) である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いで主なものは、那覇市青少年問題協議会委員の報酬及び費用弁償、地域自主開催成人式の報償費 (城北中校区他 14 地域)、沖縄県社会教育指導員連絡協議会各市町村負担金である。

概算払による支払いで主なものは、学習プログラム研究セミナーに伴う費用弁償、第 14 回沖縄県社会教育指導員研修会に伴う費用弁償、那覇市児童生徒県外交流事業 (事前調査・本研修)、生涯学習振興費補助金 (那覇市婦人連合会・那覇市 PTA 連合会・那覇市青年団体連絡協議会・那覇市子ども会育成連絡協議会・ガールスカウト日本連盟沖縄県支部・日本ボーイスカウト沖縄県連盟南部地区)、生涯学習振興費補助金 ((財)那覇市育英会) である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 (2) 検討事項」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在、支出済の契約事務は次のとおりである。

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務 (127 万 4,555 円)、森の家みんな管理運営事業 (1,115 万円 指定管理者制度基本協定による締結。平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 (五ヵ年間))、那覇市子育て支援ブックスタート業務委託 (342 万 4,000 円)、プロジェクト未来なは業務 (142 万 8,000 円)、繁多川公民館業務委託 (1,495 万 2,000 円)、繁多川図書館業務委託 (1,714 万 8,449 円)、平成 18 年度生涯学習シンポジウム委託 (20 万円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約の主なものは、コピーチャージ料その他 22 件 (41 万 7,917 円)、中央公民館・中央図書館及び視聴覚ライブラリー敷地賃借料 (78 万 912 円)、石嶺公民館・石嶺図書館・石嶺プール用地賃借料 (640 万 9,185 円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の主なものは、大名小地域学校連携施設トイレ修繕 (78 万 5,400 円)、真和志小クラブハウス空調機修繕その他 8 件 (17 万 6,200 円) である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 (1) 留意事項」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地「行政財産 (公簿面積) 用途: 公民館 合計 13,899.75 m²」、建物「行政財産 合計 16,344.37 m² 内訳: 公民館 10,836.96 m²、図書館 4,263.16 m²、視聴覚ライブラリー 221.09 m²、自然体験学習施設 1023.16 m²」について、公有財産台帳の副本等により審査した。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

(3) 基金について

児童生徒県外交流基金について、予算書等により審査した。

財産の管理について、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意及び検討事項

（1）那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務について（留意事項）

児童生徒県外交流事業の旅行業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（随意契約）を適用し随意契約を締結している。その理由として、利用する航空便等の日時・航空会社を指定しており、席の予約状況により金額が著しく変動し、場合によっては予約できない状況も発生するため競争入札にはなじまないとしている。

このような委託条件では随意契約とする理由に乏しく、また、数社から見積書を徴取していることから、競争入札が可能であると思われるので契約方法について検討されたい。

（2）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「6（3）団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（生涯学習課分を参照）

○ 市民スポーツ課

1 職員の配置状況

市民スポーツ課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、技査 2 人、主任主事 2 人、主事 1 人の計 11 人である。その他、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

市民スポーツ課は、社会体育に関する企画、調査及び研究、社会体育施設の設置、管理及び廃止、スポーツ振興審議会、体育指導委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営、奥武山野球場の建設・整備、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金・補助金について

負担金の支出は、那覇・浦添地区体育指導委員協議会（10 万 9,000 円）、沖縄県体育指導委員協議会（7 万 5,000 円）への団体負担金と第 44 回沖縄県体育指導委員研究大会（9 万 9,000 円）等の参加負担金である。

補助金の支出は、那覇市体育協会（615 万 8,000 円）、那覇市レクリエーション協会（61 万円）、児童の県外大会派遣（238 万 3,650 円）等に係る補助金である。

（2）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、学校体育施設開放管理指導員報償費、スポーツ専門指導員派遣報償費等である。

概算払による支払いは、NPO 法人那覇市体育協会への補助金、那覇市レクリエーション協会への補助金等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、（仮称）那覇市営奥武山野球場その他周辺施設整備業務

委託（実施設計）（1 億 1,655 万円）、（樹木移植）（1,359 万 7,500 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事請負契約については、（仮称）那覇市営奥武山野球場その他周辺施設整備工事（売店移設）（871 万 5,000 円）である。

（3）使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、学校体育施設開放事業のフローアモップの賃借料（97 万 2,121 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料は、那覇市民首里石嶺プール天井撤去断熱材取付修繕料（97 万 1,250 円）、小緑中グラウンド夜間照明分電盤修繕料（76 万 2,300 円）、漫湖公園市民庭球場中央コート幹線取替修繕料（58 万 5,900 円）等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）公有財産について

土地については、ゲートボール場（1,991.34 m²）、多目的広場 2 筆（17,357.12 m²）、建物については、首里石嶺市民プール（1,009.99 m²）、ゲートボール場の便所（5.10 m²）となっている。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 9 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

県外派遣補助金の概算払の精算について（留意事項）

児童の県外派遣補助金を概算払により交付しているが、一部において精算事務の遅れが見受けられる。これはスポーツ大会等終了後に提出しなければならない実績報告書が期限内に提出されていないことによるものであるが、那覇市会計規則第 62 条（概算払の精算）によれば、概算払を受けた者は要務終了後 7 日以内に精算しなければならないとなっていることから、補助金受領者に対し期限の順守を指導するよう留意されたい。

○ 文化財課

1 職員の配置状況

文化財課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、技査 1 人、主任専門員 1 人、主任主事 2 人、主任技師 1 人、専門員 4 人、主事 1 人の計 14 人である。その他、非常勤職員 25 人、臨時職員 59 人である。

2 主な所掌事務

文化財課は、文化財の保存及び活用に関する企画、調査及び研究、指定文化財の維持管理、文化財審議会、文化財関係団体の育成及び指導助言、世界遺産、芸術文化の振興、埋蔵文化財の発掘調査、埋蔵文化財の保存及び活用に関する企画、調査研究に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金について

未収金は、行政財産目的外使用料（5,108 円）、埋蔵文化財発掘調査受託事業収入（1,099 万 3,000 円）である。

（2）負担金・補助金について

負担金の支出は、全国史跡整備市町村協議会（4 万円）、沖縄地区史跡整備市町村協議会（2 万円）、沖縄県無形文化財工芸技術保持団体協議会（1 万円）、文化財指定庭園保護協議会（5 千円）への負担金及び全国大会参加費（1 万円）である。

補助金の支出は、文化財保存事業費補助金（184 万 4,700 円）である。

（3）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡の支出は、資料整理指導旅費である。

概算払の支出は、全国史跡整備市町村協議会大会の出席負担金及び旅費である。

これらについて審査した結果、「6（1）留意（3）検討事項」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、識名園管理運営（1,540 万円）、玉陵管理（708 万 8,000 円）、市指定文化財及び市所有文化財清掃業務（449 万 4,000 円）、玉陵警備（216 万 6,255 円）、識名園警備（216 万 6,255 円）、玉陵・旧崇元寺清掃（204 万 7,500 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、銘苅古墓群環境整備事業（1,354 万 5,000 円）、識名園配水整備工事（534 万 4,500 円）、首里金城町石畳道保存修理工事（102 万 5,850 円）、しんかぬちゃーまーい案内板設置工事（87 万 1,500 円）、赤土等流失防止対策施設築造工事（75 万 6,000 円）等である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、重機使用料（701 万 587 円）、仮設事務所賃借料（615 万 9,195 円）、車両リース（162 万 1,970 円）、三原資料室賃借料（600 万円）、神原資料室賃借料（130 万 6,000 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6（2）是正事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）公有財産について

ア 土地（行政財産:49 筆）

土地について主なものは、那覇市文化財用地:泊外人墓地、安谷川、金城大樋川、仲の川、新垣ヌカー、潮汲川、上ヌ東門カー、下ヌ東門カー、加良川、宝口樋川、シーマシ嶽、雨乞嶽、寒水川樋川、安谷川嶽、さくの川、ガーナー森、識名園、玉陵、旧崇元寺第一門及び石牆、円覚寺跡、園比屋武御嶽、伊江殿内庭園、美連嶽、火立毛である。

イ 建物（行政財産:2 棟）

建物については、玉陵（奉円館、東の御番所）である。

これらについて、公有財産台帳の副本及び関係付属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、「6（4）注意事項」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意、是正、検討及び注意事項

（1）行政財産目的外使用料の未収金について（留意事項）

行政財産目的外使用料の未収金（5,108 円）については、平成 18 年 4 月 20 日識名園を使用した業者が 4 月 28 日に使用料金額の確認もせずに別の納付書（5,108 円）で納付し、さらに、5 月 11 日に 4 月 20 日分の納付書が残っていたので、未納と思い再納付したために生じた過誤納金であるが、その還付の書類を誤って出納処理をし、調定が減額されてないためである。

使用料徴収の流れは、申請書類が提出されたら、許可通知書と使用料納付書を発送し、使用後に使用料の納付がされる手順としているが、那覇市行政財産使用料条例第 2 条（使用料の徴収）は、使用許可の際に使用料を徴収すると規定されているので、条例に従って処理されたい。

（2）しんかぬちゃーまーい案内板設置工事について（是正事項）

しんかぬちゃーまーい案内板設置工事請負費については、年度末の 3 月 26 日に 87 万 1,500 円で工事請負契約を締結し、年度内事業完成をしたとのことである。この工事は、高さ 2.1m、30cm 角の標柱に文化財の案内を記した陶板を貼り付けるものであるが、陶板の製作が県内の業者では困難なことが判り、県外業者に作成を依頼したため工期が大幅に遅れ、実際には年度内の完了が出来なかったとのことである。会計年度末に近くなって工事請負契約をしていることは、当該予算執行のあり方に問題があると思われる。

今後は、地方自治法第 208 条（会計年度及び独立の原則）を遵守し、かかる事態が生じないようにしっかりした執行管理の徹底と再発防止に万全を期されたい。

（3）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「6（3）団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（文化財課分を参照）

（4）販売目的の書籍等について（注意事項）

販売目的の絵はがきや書籍等について、「しゅりぬんかしばなし」は、帳簿上平成 17 年度末の在庫が 2,189 冊で、平成 18 年度中に 15 冊を売却して 2,174 冊となっているが、在庫を整理した結果 4,971 冊残している。

又、「かいせつ編」の書籍は、平成 18 年度中に購入払出しがないにも関わらず平成 17 年度末帳簿上の在庫より 48 冊少なかった。

これらの原因としては、書籍等の保管体制が出来てないためであるが、物品売払収入として、予算化していることから、十分なる管理を行うよう注意されたい。

○ 施設管理課

1 職員の配置状況

施設管理課の職員の配置状況は、課長 1 人、技幹 1 人、主査 4 人、技査 4 人、主任主事 2 人、技師 2 人の計 14 人である。その他、非常勤職員 3 人である。

2 主な所掌事務

施設管理課においては、教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設計画、施設の維持補修工事、教育財産台帳の整理保存、市有物件（車両を除く）の共済、学校施設の維持及び管理（警備及び目的外使用許可を含む）、学校用地の取得・管理及び賃借、施設の防災計画書の取りまとめ、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況について

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

（1）負担金について

負担金の支出は、沖縄県地区防音事業連絡協議会 32 万 5 千円、沖縄県公立文教施設整備期成会 2 万円の団体負担金である。

（2）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、平成 19 年度新営予算単価説明会 4 千円への出席負担金である。

概算払による支払いは、平成 18 年度公立学校施設整備事務担当者研修会 3 万 8,990 円への旅費である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、警備業務委託（小学校 9 件 2,808 万 514 円、中学校 8 件 1,325 万 496 円）、自家用電気工作物保安管理業務委託（小学校 2 件 505 万 2,600 円、中学校 2 件 146 万 8,950 円）、消防用設備保守点検業務委託（小学校 2 件 1,065 万 9,054 円、中学校 2 件 590 万 1,504 円）、冷房機及び空調設備保守点検業務委託（小学校 4 件 561 万 1,865 円、中学校 4 件 414 万 5,116 円）、荷物用昇降機保守点検業務委託（小学校 1 件 27 万 1,008 円、中学校 3 件 30 万 6,450 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、校舎維持補修（小学校 24 件 1,895 万 2,290 円、中学校 15 件 1,403 万 9,865 円）、消防設備改修（小学校 9 件 677 万 6,700 円、中学校 5 件 491 万 5,050 円）、城東小学校校舎関連改築等（9 件 6 億 2,307 万 4,725 円）、城南小学校校舎関連改築等（10 件 4 億 1,415 万 1,500 円）、銘苅小学校校舎増築（3 件 7,954 万 8 千円）、城西小学校普通教室冷房設置等（3 件 4,415 万 2,500 円）、上山中学校校舎関連改築等（1 件 1,643 万 4,600 円）、松島中学校普通教室冷房設置等（3 件 2,898 万円）等の工事等である。

（3）使用料及び賃借料の契約状況について

使用料及び賃借料の契約状況については、安謝小学校（幼稚園含）818.00 m²、城東小学校（幼稚園含）4,744.86 m²、城南小学校（幼稚園含）4,757.50 m²、真嘉比小学校（幼稚園含）6,224.10 m²、大道小学校 1,411.73 m²、松川小学校（幼

稚園含)1,186.00 m²、識名小学校1,768.50 m²、壺屋小学校(幼稚園含)2,188.92 m²、与儀小学校2,978.36 m²、城岳小学校(幼稚園含)737.07 m²、垣花小学校176.00 m²、松島小学校(幼稚園含)8,260.69 m²等の小学校(幼稚園含)合計で35,251.73 m²(借地割合 5.61%)、安岡中学校 6,990.47 m²、首里中学校 6,339.37 m²、真和志中学校 633.00 m²、石田中学校 4,493.18 m²、寄宮中学校 3,020.31 m²等の中学校合計で 21,476.33 m²(借地割合 6.21%)の賃貸借契約がある。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理については、土地(学校用地 834,009.29 m²、繁多川無縁墓地用地 317.00 m²)、建物[(36)小学校校舎 215,597 m²、多目的ｽﾍﾟｰｽ 18,918 m²、屋内運動場 36,504 m²、ﾌﾟｰﾙ 12,579 m²、(17)中学校校舎 119,358 m²、多目的ｽﾍﾟｰｽ 5,248 m²、屋内運動場 20,724 m²、ﾌﾟｰﾙ 6,607 m²]の使用状況を財産台帳の副本により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成19年5月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正事項

(1) 団体負担金について(検討事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「6(3) 団体負担金について(生涯学習部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(施設管理課分を参照)

○ 公 民 館

1 職員の配置状況

各公民館の職員配置状況は、中央公民館は課長1人、主査1人、公民館主事3人の5人である。その他、非常勤2人、臨時職員1人である。

久茂地公民館は主査1人、公民館主事2人の計3人である。その他、非常勤4人である。

首里公民館は主査1人、公民館主事2人の計3人である。その他、非常勤2人である。

小禄南公民館は主査1人、公民館主事2人の計3人である。その他、非常勤2人である。

石嶺公民館は主査1人、公民館主事2人の計3人である。その他、非常勤3人である。

若狭公民館は主査1人、公民館主事1人の計2人である。その他、非常勤2人、臨時職員1人である。

繁多川公民館は主査1人である。

2 主な所掌事務

公民館は、講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る、体育、レクリエー

ション等に関する集会の開催、各種の団体、機関等の連絡、施設を市民の集会その他公共利用に供する、学習団体の育成、学習相談、広報（館報等）、プラネタリウムの投影（久茂地公民館）、所管する複合施設の維持管理、その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業、館内庶務、市全域にわたる事業、公民館相互の連絡調整、公民館の統括（中央公民館）に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金について

未収金は、石嶺公民館の自動販売機等電気使用料実費徴収金（1 万 9,217 円）である。

（2）負担金について

負担金の支出は、沖縄県公民館主事協会負担金（1 万 8,000 円）である。

（3）資金前渡・概算払の取扱いについて

各公民館とも、資金前渡の支出は、講師及び補助員の謝礼金である。

概算払の支出は、講師及び補助員の旅費である。

これらについて審査した結果、「6（1）注意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

中央公民館の業務委託契約は、公民館・図書館清掃業務（1,896 万 5,700 円）、公民館・図書館警備委託業務（1,202 万 4,000 円）である。

久茂地公民館の業務委託契約は、冷房保守点検（70 万 3,500 円）、プラネタリウム保守点検（68 万 7,750 円）、エレベーター保守点検（53 万 7,000 円）等である。

首里公民館の業務委託契約は、特定建築物環境衛生管理（126 万円）、エレベーター保守点検（60 万 3,600 円）等である。

小禄南公民館の業務委託契約は、エレベーター保守点検（42 万 5,250 円）、電気保守点検（23 万 6,250 円）等である。

石嶺公民館の業務委託契約は、エレベーター保守点検（40 万 3,000 円）、冷房保守点検（143 万 300 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

中央公民館、久茂地公民館及び若狭公民館の使用料は、タクシー使用料等（39 万 3,632 円）である。

首里公民館及び小禄南公民館の賃借料は、公民館・図書館冷房機器取替事業（217 万 1,662 円）等である。

石嶺公民館及び繁多川公民館の賃借料は、複写機賃貸借（73 万 5,738 円）等である。

（3）修繕料の契約について

中央公民館の修繕料は、ホール用放送機器修理等（6 万 3,000 円）である。

久茂地公民館の修繕料は、天体観測室雨漏り修繕等（77 万 9,600 円）である。

首里公民館の修繕料は、首里図書館児童館床張り修繕等（193 万 6,608 円）である。小禄南公民館の修繕料は、地下駐車場倉庫ドア取替修繕（35 万 9,100 円）等である。石嶺公民館の修繕料は、2 階学習室三方弁取替修繕（31 万

5,000 円）等である。若狭公民館の修繕料は、印刷機修理（5 万 2,500 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6（2）努力事項（3）検討事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

各公民館における物品の出納及び保管等について、中央公民館は平成 19 年 5 月 8 日、久茂地公民館、首里公民館、小禄南公民館、石嶺公民館、若狭公民館及び繁多川公民館は、平成 19 年 5 月 9 日に、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、「6（4）検討事項」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意、努力及び検討事項

（1）支出負担行為について（注意事項）

歳出予算については、第 11 節需用費の修繕料、12 節役務費の通信運搬費、13 節業務委託料、16 節原材料費及び第 18 節備品購入費について、平成 19 年 3 月 31 日までに行わなければならない支出負担行為を、平成 19 年 4 月になって書類の日付を 3 月 31 日として処理している。

歳出予算の会計年度は、地方自治法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）第 1 項の規定で、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。

よって、支出負担行為については、同法施行令第 143 条に従って、処理されたい。

（2）業務委託契約の決裁手続きについて（努力事項）

予算は、那覇市予算決算規則第 15 条（予算の配当）に基づいて執行していくが、予算編成後に発生した事情により、特に行政上の必要が認められる場合は、その手続きを明確にするための周知事項として財務部から「予算流用及び予備費充用の事務取扱について」の処理要領が示されている。

業務委託料の落札残額の予算執行については、使途変更による財政課の合議（決裁）を要するが、合議がされていないのが見受けられた。

今後、使途変更については、処理要領に従って、適正な手続での予算の執行に努められたい。

（3）公民館・図書館警備業務委託費について（検討事項）

庁舎警備業務については、契約書及び仕様書に、法令順守の項目を設けているが、結果として、この落札業者は、最低賃金適用除外許可書を受け、仕様書等とのそごが見られる。

入札に当たっては、仕様書に記載されていることを順守されたい。

（4）切手等の保管状況について（検討事項）

全公民館（7 館）の切手の保管状況は、平成 17 年度は、9,420 枚、平成 18 年度は、9,231 枚在庫として残っている。各公民館とも在庫が過大にあることから、一括管理等について検討されたい。

○ 中央図書館

1 職員の配置状況

図書館の職員配置状況は、課長1人、主査11人、技査1人、主任主事3人、主事13人、運転手1人の計30人である。その他、非常勤職員45人、臨時職員1人である。（その内、中央図書館の職員の配置は、課長1人、主査5人、技査1人、主任主事1人、主事5人、運転手1人の計14人に、非常勤職員9人、臨時職員1人である。）

2 主な所掌事務

中央図書館においては、図書館奉仕に関すること、レファレンス及び読書相談に関すること、図書館資料の購入計画・選書・登録・除籍等に関すること、図書館資料の保存に関すること、障害者のための資料の収集及び宅配サービスに関すること、寄贈図書の受入れに関すること、読書会・おはなし会等読書推進事業の主催及び関係団体の支援に関すること、他の公共図書館及び学校図書館等との図書館資料の相互貸借に関すること、移動図書館の奉仕に関すること、移動図書館のおはなし会等や関係団体の支援に関すること、移動図書館のレファレンス及び読書相談に関すること、移動図書館資料の購入計画・選書・登録・除籍等に関すること、移動図書館資料の保存に関すること、移動図書館ステーションに関すること、視聴覚ライブラリーに関すること、図書館コンピュータシステムの運営管理に関すること、統計及び広報に関すること、図書館運営の調査研究及び企画に関すること、図書館関連要綱等の内規の制定に関すること、図書館協議会に関すること、所管する複合施設の維持管理及び分館の所管する複合施設の維持管理の総括に関すること、分館との連絡調整に関すること、その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること、図書館運営における市民との協働に関する施策に関すること、館内庶務及び図書館全般の庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金について

負担金の支出は、日本図書館協会負担金（5万円）、沖縄県公共図書館連絡協議会負担金（7万5,000円）、沖縄県図書館協会負担金（5,000円）、沖縄県視聴覚ライブラリー連絡協議会（5万円）である。

（2）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いの主なものは、那覇市立図書館協議会の委員報酬、那覇市立図書館協議会の委員費用弁償、講演会にかかる報償費（久茂地図書館）、わくわく子ども会人形劇実施にかかる報償費（中央図書館）、わくわくおはなし会実施にかかる報償費（石嶺図書館）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6（2）検討事項」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

平成19年3月31日現在、支出済の契約事務は次のとおりである。

（1）業務委託契約について

業務委託契約の主なものは、清掃業務（1,071万9,775円）、警備業務（768

万 375 円)、乗用昇降機保守点検業務【若狭図書館(公民館)】(68 万 3,500 円)、乗用昇降機保守点検業務【繁多川図書館(公民館)】(24 万 1,500 円)、冷房設備保守点検業務【中央図書館(公民館)】(33 万円)、冷房設備保守点検業務【若狭図書館(公民館)】(46 万 2,000 円)、冷房設備保守点検業務【繁多川図書館(公民館)】(94 万 5,000 円)、新刊全件マーク作成業務(279 万 1,250 円)、図書搬送業務(139 万 600 円)、消防設備保守点検業務【中央図書館(公民館)他 2 件】(27 万 5,100 円)、ゴミ処理業務委託【中央図書館(公民館)・繁多川図書館(公民館)・若狭図書館(公民館)】(54 万 6,300 円)、衛生害虫駆除業務(36 万 3,300 円)、真和志支所書庫移動委託(27 万 900 円)、視聴覚機器・教材搬送委託(164 万 9,340 円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、複写機賃貸借契約(中央図書館・久茂地図書館・首里図書館・小禄南図書館・若狭図書館・石嶺図書館・繁多川図書館の合計額 169 万 6,187 円)、図書館コンピュータシステム(977 万 3,400 円)、マイクロリーダープリンター賃貸借(37 万 2,750 円)、図書館配本連絡用車両賃貸借(27 万 4,050 円)、トイレ芳香剤(9 万 2,400 円)、ライブラリー管理システム(4 万 5,150 円)である。

使用料の契約は、タクシー使用料(28 万 6,540 円)、図書館システムハウジング使用料(6 万円)である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、冷房機稼働前点検整備及びフィルター取替外 17 件(180 万 4,210 円)、移動図書館車タイヤ交換外 7 件(39 万 5,158 円)、16 ミリフィルム(スィミー他 7 本)の修理外 7 件(38 万 4,720 円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6(1)留意事項(3)注意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成19年 5 月10日、中央図書館の他、首里図書館、繁多川図書館、小禄南図書館の備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

財産の管理について、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討、留意及び注意事項

(1) 冷房設備保守点検業務委託契約について(留意事項)

中央図書館・中央公民館(以下「中央図書館等」という)及び若狭図書館・若狭公民館の空調設備保守点検業務は、那覇市契約規則第 21 条第 1 項表 6 号(随意契約によることができる限度額等)に基づき、2 業者から見積書を徴取し、前者は市外業者と 33 万円、後者は市内業者と 46 万 2,000 円で随意契約を締結している。また、契約書を精査すると、中央図書館等の保守点検業務委託契約書には保守点検の対象となる保守対象機器や点検の回数等が明記されてない。

契約に当たっては、契約条件に保守対象機器や点検の回数等を具体的に明記した上で、両施設をまとめて競争入札に付し、透明性を向上させ効率性の確保に努められたい。

(2) トイレ用消臭・芳香供給装置の賃貸借契約について (検討事項)

中央図書館1階男女トイレの消臭・芳香のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約)に基づき、契約相手方のみから見積書を徴取し随意契約している。

トイレ用消臭・芳香供給装置を賃貸する業者は複数あるので、随意契約するに当たっては、那覇市契約規則第21条第1項表6号(随意契約によることができる限度額等)を適用し、同規則第21条の3(見積書の徴取)に基づき2人以上から見積書を徴取し、最も有利な価格で契約されたい。

(3) 視聴覚機材・教材搬送業務について (注意事項)

平成17年度歳入歳出決算審査意見書の中で次のとおり意見を述べた。

「平成16年度の決算審査において、『利用団体へ機器・教材の使用を無料とするのは理解できるが、その搬送業務についても市が負担するのは、受益者負担の観点から、その応分の負担を求めることを検討されたい。』と指摘してきたところであるが、改善の様子が見られない。当該事業の公的役割と維持管理経費の公的支出の見直しについて検討されたい。」

平成18年度は、市内の保育園、幼稚園、学童クラブ、児童館、小学校、中学校及び社会教育関係団体やその他の官公署など189団体に1,548回、視聴覚機材・教材を搬送している。

平成16年度及び平成17年度の歳入歳出決算審査意見書の中で意見を述べたとおり、その搬送業務まで市が全額負担するのは、受益者負担の観点から適切ではないものと思われる。当該事業の維持管理経費の公的支出の見直しについて検討されたい。

平成18年度搬送団体数・実績及び予算・決算額 (中央図書館提供)

年 度	団体数	搬送回数	予算額	決算額
平成18年度	189団体	1,548回	181万3,000円	164万9,340円

(4) 団体負担金について (検討事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「6(3) 団体負担金について (生涯学習部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(中央図書館分を参照)

○ 壺屋焼物博物館

1 職員の配置状況

壺屋焼物博物館の職員配置状況は、館長1人、主査1人、主任学芸員1人、主任主事1人、学芸員1人の計5人である。その他、非常勤職員1人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

壺屋焼物博物館は、焼物及びこれに関する資料(以下「焼物等」という。)の収集、保管及び展示、焼物等に関する調査及び研究、焼物等に関する展覧会、講演会、講習会等の開催、展示等のための施設の提供、那覇市立壺屋焼物博物館協議会、その他博物館の設置目的を達成するために必要な事業、館内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金について

負担金の支出は、沖縄県博物館協会（5,000 円）、九州博物館協議会（5,000 円）、日本博物館協会（3 万円）への団体負担金である。

（2）概算払の取扱いについて

概算払による支払いは、平成20年度特別展関連資料の調査に係る旅費である。

これらについて収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、「6（1）検討事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、博物館警備、観覧券販売、展示室監視業務（787 万 5,000 円）、博物館清掃業務（369 万 6,000 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、博物館駐車場の賃借料（36 万円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地、建物について

土地は、壺屋焼物博物館用地 1,187.34 m²（4 筆）、建物は、壺屋焼物博物館 1,852.58 m²である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6（2）留意事項」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意及び検討事項

（1）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、総務課の「6（3）団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（壺屋焼物博物館分を参照）

（2）切手等の保管状況について（留意事項）

切手の保管状況について、平成 17 年度末において 100 円切手が 1,140 枚、200 円切手が 740 枚と十分な在庫が有るにもかかわらず新たに切手を購入したため、平成 18 年度末においても 100 円切手が 1,214 枚、200 円切手が 1,134 枚と必要以上の在庫を抱えた状況となっている。

物品の購入にあたっては、那覇市物品会計事務取扱要綱を順守し、適切な執行管理に留意されたい。

教育委員会学校教育部**○ 学校教育課****1 職員の配置状況**

学校教育課の職員の配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、指導主事 6 人、主査 3 人、主任主事 3 人、主事 2 人の計 18 人である。

2 主な所掌事務

学校教育課においては、学校の経営に関する指導助言、教育課程及び教育内容の指導助言、学校教育に関する企画・調査及び研究、教科領域研究団体の助成、教科用図書の採択、就学指導委員会、学校教育実習、学校の設置及び廃止、県費負担教職員の免許・任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱い、県費負担教職員の福利厚生及び公務災害、県費負担教職員の研修、校長連絡協議会・教頭連絡会、学校保健に係る調査・研究及び統計並びに計画及び実施、教職員・児童・生徒の健康診断、学校結核対策委員会、学校環境の衛生管理、学校安全（スクールゾーン等を含む）及び日本体育・学校健康センター、所管する教育機関の指導助言及び総合調整、学校教育部に係る総合調整、部内の他課に属しないこと、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金・補助金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センターへの共済負担金（小学校 1,000 万 9,060 円、中学校 460 万 5,500 円）等である。

補助金の支出は、那覇地区中学校体育連盟主催事業（399 万 5,000 円）、那覇地区中学校文化連盟主催事業（134 万 2,440 円）、特色ある学校づくり支援事業（300 万円）、県外派遣選手費（小学校 347 万 7,050 円、中学校 785 万 8,700 円）等に係る補助金である。

（2）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、学校保健関係非常勤職員報酬（小学校 1,430 万 4 千円、中学校 1,430 万 4 千円）、健康診断業務委託料（小学校 627 万 1,026 円、中学校 219 万 2,924 円）等である。

概算払による支払いは、小学校九州ブロック海外女子教育・国際理解教育研究大会参加費（6 万 1 千円）、中学校第 61 回九州合唱コンクール補助（68 万 1,500 円）等である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況**（1）業務委託契約について**

業務委託契約は、豊かな体験活動推進事業（45 万円）、塵芥処理業務（小学校 370 万 5,408 円、中学校 144 万 7,425 円）、汚水・し尿処理施設維持管理業務（小学校 208 万円、中学校 89 万 6 千円）、貯水槽清掃業務（小学校 357 万 7,777 円、中学校 172 万 5 千円）、廃棄蛍光管処理業務（小学校 77 万 6,265 円、中学校 39 万 3,750 円）、健康診断業務（小学校 4,094 万 7,973 円、中学校 2,220 万 4,253 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校保健室用パソコン一式賃貸借(小学校 168 万 9,300 円、中学校 91 万 500 円)、コンピュータ活用機器等リース(小学校 24 件 1 億 610 万 5,269 円、中学校 7 件 7,553 万 4,684 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、垣花小学校他 1 校コンピュータ教室電源修繕その他 1 件 (59 万 5,904 円)、松島中学校 LAN 工事 (28 万 7,906 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討事項

(1) 団体負担金について(学校教育部の共通検討事項)

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 18 年度予算で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に検討されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の予算状況は、以下のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

学校教育部関係分

(単位：円)

団 体 名	平成18年 度予算額 (那覇市)	平 成 1 7 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
沖縄県青少年センター連絡協議会	5,000	48,194	24,444	23,750	50.7	青少年センター
沖縄県適応指導教室連絡協議会	10,000	190,015	108,520	81,495	57.1	青少年センター
沖縄県教育研究所連盟	20,000	415,866	182,600	233,266	43.9	教育研究所

※ 収支比率 80%未満の団体

(2) 支出負担行為について(注意事項)

歳出予算については、第 11 節需用費の消耗品費、の支出負担行為 7 件 (19 万 9,647 円) は年度内の 3 月 31 日までに行わなければならないが、それが 4 月になって書類の日付を 3 月 31 日として支出負担行為が行われている。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条(歳出の会計年度所属区分) 第 1 項の規定では、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとさ

れているので、時間外勤務手当や光熱水費などのように 3 月 31 日までの実績が 4 月以降にならないと確定しないものを除いては、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。よって、支出負担行為については同法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）に従って処理されたい。

（3）契約事務について（注意事項）

ガス湯沸器取り付け等、他 10 件の修繕料において、支出命令書の検査検収日欄に検査員氏名及び検査合格印の押印漏れがある。「出納事務の周知事項」を順守し、適切な予算執行に処理されたい。

○ やる気・元気サポート室

1 職員の配置状況

やる気・元気サポート室の職員配置状況は、室長 1 人、主査 1 人、指導主事 2 人の計 4 人である。その他、非常勤職員 2 人である。

2 主な所掌事務

やる気・元気サポート室は、不登校対策に関する企画、調査及び研究、不登校への対応に関する学校への指導及び助言並びに支援、きら星学級（自立支援教室をいう。）、児童生徒の問題行動、所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

概算払の取扱いについて

概算払による支払いは、参加体験型学習に関する研究セミナーの参加旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、旧那覇市上下水道局庁舎 3・4 階改修工事（630 万円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、自立支援室「きら星学級」の建物等賃貸借（100 万 9,888 円）である。

（3）修繕料の契約について

修繕料は、那覇ビル附属舎棟 2 階原状復旧修繕（47 万 3,000 円）の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 学務課

1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、課長 1 人、主査 5 人、主任主事 9 人、主事 1 人で合計 16 人である。

2 主な所掌事務

学務課においては、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に関すること、特殊学級就学奨励費に関すること、課内庶務に関すること（以上、就学奨励グループ）、学務に関する企画・調査及び研究に関すること、児童及び生徒の就学に関すること、通学区域の設定及び改廃に関すること、在籍調査及び学校基本調査に関すること、教科用図書の無償給与に関すること（以上、学事グループ）、学校物品の調達及び管理(備品台帳整備を含む)に関すること、学校事務処理体制の再構築に関すること（以上、振興グループ）の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡による支払いは、小中校における医療費、準要保護学校給食費支給特殊教育奨励費支給である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在、支出済の契約事務は次のとおりである。

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市学事・就学援助支援システム業務委託(559 万 5,000 円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の主な契約は、コピーチャージ料ほか 1 件 (19 万 2,797 円)、備品管理システム用パソコン一式の賃貸借契約 (310 万 20 円 平成 18 年度～平成 21 年度まで債務負担行為)、平成 18 年度小学校複写機の賃貸借契約 (118 万 8,495 円 平成 19 年度～平成 22 年度まで債務負担行為)、平成 18 年度小学校印刷機の賃貸借契約 (208 万 8,068 円 平成 19 年度～平成 22 年度まで債務負担行為)、識名小学校他 5 校及び那覇中学校他 2 校の電話交換機等設備賃貸借 (108 万 9,900 円 平成 19 年度～平成 23 年度まで債務負担行為)、平成 17 年度小学校複写機の賃貸借契約 (119 万 3,115 円 平成 18 年度～平成 21 年度まで債務負担行為)、平成 18 年度中学校複写機の賃貸借契約 (66 万 660 円 平成 19 年度～平成 22 年度まで債務負担行為)、平成 18 年度中学校印刷機の賃貸借契約 (88 万 1,685 円 平成 19 年度～平成 22 年度まで債務負担行為)、ファクシミリ賃貸借料 (77 万 2,800 円) である。

使用料の契約は、NHK放送受信料 (70 万 3,840 円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、生徒用机の天板修繕その他 2 件 (2 万 7,090 円) である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 10 日に学務課、同月 11 日に、大道小学校、開南小学校、松島中学校、金城中学校の備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

財産の管理について、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 学校給食室

1 職員の配置状況

学校給食室の職員配置状況は、室長 1 人、主査 2 人、栄養士 1 人の計 4 人である。

2 主な所掌事務

学校給食室は、学校給食の企画、学校給食の運営指導、給食費、団体育成調理業務の民間委託に関することを所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食研究協議会（13 万 310 円）への団体負担金である。

これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、神原小学校給食調理業務（1,742 万 9,030 円）、与儀小学校給食調理業務（1,742 万 9,030 円）、古蔵小学校給食調理業務（2,101 万 8,060 円）、給食調理場防虫駆除業務（72 万 2,454 円）、給食関係職員検便検査業務（188 万 1,377 円）、単独校残菜回収業務（363 万 9,300 円）、単独校グリストラップ清掃業務（86 万 7,300 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

賃借料は、学校給食献立作成用パソコン導入事業（196 万 5,600 円）、首里学校給食センター用地賃借（589 万 3,936 円）等の契約である。

（3）修繕料の契約について

修繕料は、開南小ボイラー修繕他 36 件（209 万 3,735 円）、鏡原中牛乳保冷库修繕他 4 件（57 万 4,665 円）の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）公有財産について

学校給食センターの土地は、小禄学校給食センター（1,233.15 m²）、真和志学校給食センター（3,214 m²）、建物は那覇学校給食センター（1,957 m²）、首里学校給食センター（1,039.25 m²）、小禄学校給食センター（968 m²）、真和志学校給食センター（1,176.17 m²）である。

これらについては、公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 青少年センター

1 職員の配置状況

青少年センターの職員配置状況は、所長 1 人、主査 2 人、主任主事 2 人、指導主事 1 人の計 6 人である。その他、非常勤職員 13 人である。

2 主な所掌事務

青少年センターは、青少年に対する街頭指導、青少年に対する継続指導、青少年に関する相談、その他教育相談（メンタルヘルスを含む。）、あけもどろ学級（適応指導教室をいう。）、その他青少年センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金・補助金について

負担金の支出は、沖縄県適応指導教室連絡協議会（1 万円）、全国適応指導教室連絡協議会（5,000 円）、沖縄県青少年センター連絡協議会（5,000 円）への負担金である。

補助金の支出は、那覇地区少年補導員協議会（32 万 4,000 円）、豊見城地区少年補導員協議会（8 万円）への補助金である。

（2）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、教育相談支援員の傷害保険料、一斉夜間街頭指導参加者の保険料等である。

概算払による支払いは、「いきいき自然体験キャンプ」の参加旅費である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6（1）検討事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、青少年センターの清掃業務委託（71 万 4,000 円）等の委託契約である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、青少年センター建物賃貸借（408 万円）、公用車のリース賃貸借（54 万 1,800 円）等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6（2）注意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意及び検討事項

（1）負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、学校教育部学校教育課の「6（1）団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（青少年センター分を参照）

（2）消防用設備保守点検業務委託契約について（注意事項）

消防用設備保守点検業務については、青少年センターにおける消防用設備が常に正常に作動するよう保守点検を行う業務であり、通常は年間を通して委託すべきものである。しかしながら今回の契約にあたり委託業者からの見積書提出が遅れたため5月からの契約となっている。

当該施設は市民の利用も多いため特に防火管理に万全を期すべき施設であることから、契約事務を計画的に実施するよう注意されたい。

○ 教育研究所

1 職員の配置状況

教育研究所の職員配置状況は、所長1人、指導主事3人、主査3人、主任主事1人、主事1人の計9人である。その他、非常勤職員4人である。

2 主な所掌事務

教育研究所は、教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究、情報の提供、収集及び広報、教育関係職員の研修、情報教育の推進、OA推進業務、所内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金について

負担金の支出は、沖縄県教育研究所連盟（2万円）、全国教育研究所連盟（2万円）への団体負担金である。

これらについて審査した結果、総務課の「6（1）団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）」で述べた以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、全国標準学力検査の業務（178万2,560円）、那覇市教育用ネットワーク運用業務（989万8,350円）、学校グループウェア導入設定（75万750円）等の委託契約である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

賃借料の主なものは、那覇市立教育研究所情報教育機器等の賃貸借（145万8,765円）、人事システム用OA機器他の賃貸借（119万1,960円）、市教委庁舎内サーバー他の賃借料（19万2,150円）、コンピュータ保守点検指導員用OA機器他の賃貸借（68万3,760円）である。

（3）修繕料の契約について

修繕料は、備品その他79件（246万5,804円）等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正事項

（1）団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、学校教育部学校教育課の「6

（1）団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（教育研究所分を参照）

○ 学校給食センター

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員配置状況は、所長 1 人、副所長 4 人、主任主事 1 人、主事 3 人、調理技査 3 人、主任調理員 7 人、調理員 36 人、運転手 8 人で計 63 人である。その他、県費栄養職員は 8 人、非常勤職員 43 人、臨時職員 7 人である。

2 主な所掌事務

学校給食センターは、給食センターの管理運営、給食センター運営委員会、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務等、調理及び運搬、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業、学校給食センター全般の庶務（小禄給食センター）、所内庶務、予算（首里センター：輪番制）に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会（2 万 1,538 円）への団体負担金、安全運転管理者講習会（1 万 2,600 円）への出席負担金である。

（2）資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支払いは、那覇・首里・小禄・真和志学校給食センター運営委員会の委員への報酬（39 万 1,800 円）、費用弁償（17 万 7,800 円）、安全運転者講習会への出席負担金（1 万 2,600 円）である。

これらについては提出された資料等を審査した結果、「6 留意事項及び検討事項」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約の主なものは、4 給食センターボイラー管理業務（1,974 万円）、4 給食センター警備業務（240 万円）、那覇・小禄給食センター残飯処理業務（183 万 8,550 円）、首里・真和志・小禄給食センター塵芥処理業務（165 万 2,175 円）、首里・真和志給食センター残菜処理業務（159 万 6,000 円）、首里・小禄給食センター産業廃棄物処理業務（64 万 6,800 円）、那覇給食センター学校給食運搬業務（2,240 万 7,000 円）である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

賃借料は、首里給食センター業務用給食運搬自動車の賃貸借（71 万 640 円）、真和志給食センター給食運搬車リース（120 万 9,600 円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料は、首里給食センター食器洗浄機部品溶接修理その他 40 件（143 万 5,802 円）、真和志給食センターフードスライサー修繕他 36 件（176 万 2,448 円）の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 5 月 9 日に関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意及び検討事項

（1）使用料の徴収方法について（留意事項）

学校給食センターでは、那覇市教育委員会職員駐車土地使用事務処理要綱に基づき職員から駐車場使用料を徴しているが、真和志給食センターでは、利用職員全員の徴収が完了する間、同センター内の金庫で現金を保管して翌月にまとめて銀行に振り込んでいる。

また、小禄給食センターでは年間使用料を一括納付しているが、数ヶ月間金庫に現金を保管している状況や納入職員に領収証を交付していない事例がある。このような公金の納付のあり方や領収書の未発行は、事務処理要綱第 5 条（使用料の徴収方法）の規定に照らし適正さを欠くものであり留意されたい。

（2）ボイラー管理業務委託料の支払方法について（検討事項）

学校給食センターでは、那覇、小禄、首里、真和志の 4 センターのボイラー管理業務委託を業務改善により一括入札して経費の削減に効果をあげてきている。しかし、当該委託料の支払事務については、4 センターがそれぞれ同一金額を毎月同一受託者に支払いをしており、事務の効率化を図るため支払事務をまとめる等の業務改善策について検討されたい。

議 会 事 務 局

○ 庶務課、議事課、調査課

1 職員の配置状況

議会事務局（庶務課、議事課、調査課）の職員配置状況は、次のとおりである。

(単位：人)

職 名 区 分	課長	主幹	係長	主査	主任 主事	主事	合計	定数
庶務課（庶務係）	1		1	2		3	7	7
議事課（議事係）	1	1		3	1	1	7	7
調査課（調査係）	1		1	1	1	1	5	5
計	3	1	2	6	2	5	19	19

※ その他、非常勤職員（会派秘書 5 人、事務員 1 人、運転手 2 人、議会史編さん室参与 1 人、議会史編さん員 1 人）である。

2 主な所掌事務

議会事務局の庶務課においては、文書及び公印、予算・決算及び経理、議員の身分及び報酬・費用弁償・共済費等、職員の人事・服務及び給与、儀式・ほう賞・交際及び渉外、議事堂の管理、物品の出納保管、自動車の運行管理、議長会及び局長会に関する事務を所掌している。

議事課においては、本会議・委員会・公聴会・その他の会議、議案・請願・陳情及び意見等の取扱い、条例・規則・規程等の制定・改廃、会議録・委員会記録、議会先例、事務局内の各種研修会に関する事務を所掌している。

調査課においては、市政一般及び諸法規の調査研究、議会及び委員会等の特命調査、調査資料の収集・整理・作成及び保管、各種の照会に対する調査及び回答、行政視察等の受入れ、議会図書室の整備、議会の広報、議会史編さんに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 未収金の徴収状況について

未収金の徴収状況は、議員辞職に伴う議員報酬返還金（17 万 3,033 円）である。

(2) 負担金について

負担金の主な支出は、団体負担金として平成 17 年度沖縄県市議会議長会負担金（279 万 1,000 円）、全国市議会議長会負担金（153 万 5,000 円）、九州市議会議長会負担金（13 万 1,500 円）、那覇市都市提携市民の会負担金（5 万円）である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、議員報酬及び期末手当、費用弁償、政務調査費である。概算払による支払いは、議員及び随行者の行政視察調査等の旅費である。

これらについて、資金前渡・概算払精算命令書等により審査した結果、「6 是正及び検討事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、なは市議会だより配布（543 万 6,396 円）、会議録データ整備（37 万 649 円）、会議録検索システム保守（23 万 4,900 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料は、議長車賃借料(77万7,315円)、複写機賃借料(99万4,560円)、会派控室及び副議長室冷房機賃借料(59万8,125円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、議場音響設備操作卓取替修繕工事(100万円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成19年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正及び検討事項

(1) 未収金について(是正事項)

議員の辞職に伴う議員報酬返還金として、17万3,033円の未収金が生じている。本件については、予算の歳入科目として議員報酬返還金を新設し、平成17年6月1日に当該分の議員報酬に係る戻入(日割り計算)の収入調定をしている。その後、書面での納付通知や配達証明付で通知したが、受け取りがなく現在に至っている。

この未収金の収納については、迅速に取り組んでいるとはいえず、法的手段での対応策を講じるなど、迅速かつ実効性のある措置をとるよう改善されたい。

なお、当該議員報酬返還金は、平成18年度の予算では滞納繰越分として明記すべきものであるので、正確な調定事務に努められたい。

(2) 団体負担金について(検討事項)

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成17年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。議会事務局における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成18年度予算額 (那覇市)	平 成 1 7 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
九州市議会 議長会負担金	132,000	11,281,944	8,773,694	2,508,250	77.8	庶務課

※ 収支比率80%未満の団体